

地域密着型通所介護事業所の指定に係る事前相談（ヒアリングシート）

平成 年 月 日受付

1 法人の概要

法人名		
法人所在地		
担当者連絡先	電話：	FAX：
	メール：	
担当者名		

2 事業の概要

事業の内容	(主な事業の内容)	
	サービス提供時間（1単位目： ～ ） （2単位目： ～ ）	
	利用定員（ 人）	昼食の提供（有・無）
	送迎の実施（有・無）	入浴の実施の有無（有・無）
事業所名称		
事業所所在地		
サービス種類	地域密着型通所介護	

3 事業所の概要

土地・建物の現況	現況（更地・新築・建設中・改修予定・改修中 ※該当に○印）	
	土地（所有者：)	建物（所有者：)
	（ ）造（ 階建ての 階部分）	
	※既存建物の場合は、築年数及び建物申請時の用途 （ 年築・用途：)	
	賃貸借契約（契約期間： ～)	
新築（改修）工事の実施 予定機関及び竣工時期	着工：平成 年 月 日	
	竣工：平成 年 月 日	

○チェックリスト

介護保険法第78条の2	チェック	備考
申請者が法人格を有しているか。		
従業員の知識及び技能並びに人員が基準に達しているか。 →基準や通知を確認しているか。		
設備に関する基準に従って適正な運営をすることができるか。定められた設備基準を満たしているか。 (チェックリスト参照)		
運営に関する基準に従って適正な運営をすることができるか。→関係法令の確認をし、近隣住民や担当課との調整はしていますか。(関係法令の一例は下記のとおり)		
介護予防通所介護及び第一号通所事業の指定を行うか (要支援者を受け入れるか確認)		
<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法…老人デイサービスセンター設置届 届出先：千葉県健康福祉部高齢者福祉課 		
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法…建築指導担当課へ ※準耐火建築物（居室等を2階又は地階に設ける場合） →所管の消防署と相談→消防署長の意見書が必要 		
<ul style="list-style-type: none"> ・消防法…消防計画の作成し、所管の消防署へ提出 ※新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生法…事業所内で食事等の調理をする場合、所管の保健所へ手続 		
<ul style="list-style-type: none"> ・農地法…農地転用を行う場合は、所管の農業委員会へ手続 		
<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法…就業規則の作成し、所管の労働基準監督署へ提出 		

○ 持参書類

- ・建物平面図
- ・その他